

岩手県医療局管理規程第12号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第17条の3の2 医師又は歯科医師である職員（職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第10条各号に掲げる職員を除く。）は、医療局長の承認を受けて、当該職員の<u>満9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育するため、当該日まで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「医師等に係る育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に医師等に係る育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る医師等に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、育児休業条例第11条各号に掲げる特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 職員が、その養育する<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）、配偶者、父母、配偶者の父母その他医療局長が定める者（以下この号において「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日（養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10)～(18) [略]</p>	<p>第17条の3の2 医師又は歯科医師である職員（職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第10条各号に掲げる職員を除く。）は、医療局長の承認を受けて、当該職員の<u>満12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育するため、当該日まで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「医師等に係る育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に医師等に係る育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る医師等に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、育児休業条例第11条各号に掲げる特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 職員が、その養育する<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）、配偶者、父母、配偶者の父母その他医療局長が定める者（以下この号において「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日（養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10)～(18) [略]</p> <p><u>(19) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の医療局長が定める不妊治療に係</u></p>

<p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第34条第9号、第10号及び第19号から<u>第21号</u>までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 第33条及び第34条（第18号から第23号までを除く。）において、休暇の期間として一定の日数、週数、月数又は年数で示されているものは、その期間中における週休日、休日及び代休日を含むものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第34条第9号、第10号及び第19号から<u>第22号</u>までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 第33条及び第34条（第18号及び第20号から第24号までを除く。）において、休暇の期間として一定の日数、週数、月数又は年数で示されているものは、その期間中における週休日、休日及び代休日を含むものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(給与の特例)</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p>4 <u>令和3年3月31日又は令和4年3月31日に、第34条第24号ア及びイに規定する期間の終期が到来する職員に対する同号の規定の適用については、同号中「2年を経過する日」とあるのは、「令和5年3月31日」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。